

電気通信サービス契約書（単価契約）

- 1 業 務 の 名 称 唐津市立小中学校G I G Aスクール端末用L T E通信サービス提供業務
- 2 履 行 場 所 別途業務仕様書のとおり
- 3 契 約 期 間 令和9年2月1日から令和14年1月31日まで
- 4 契 約 単 価 1回線1か月当たり¥ .-
(うち消費税相当額及び地方消費税相当額 ¥ .-)
- 5 予 定 数 量 1か月当たり9,735回線
- 5 業 務 内 容 別紙業務仕様書のとおり
- 6 契 約 保 証 金

上記の業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場による合意に基づいて、別紙条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、契約の証を電磁的記録にて作成する場合には、委託者及び受託者が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和8年 月 日

委託者 佐賀県唐津市西城内1番1号
唐 津 市
唐津市長 峰 達 郎

受託者

(総則)

第1条 受託者は、頭書の業務（以下「業務」という。）の契約に関し、別紙業務仕様書に基づきこれを完了しなければならない。

2 前項の業務仕様書に明記されていない仕様があるときは、委託者と受託者が協議して定める。

(通信料の請求及び支払)

第2条 受託者は、委託者に対して当該月分の通信料の支払を請求するものとする。

2 当該月分の通信料は、頭書の契約単価に当該月の利用回線数を乗じて得た額とし、頭書の予定数量は、契約期間中の履行数量を保証するものではない。

3 委託者は、受託者から前項の規定による適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に支払う。

(業務管理)

第3条 受託者は、業務の進行管理に関する委託者との連絡調整を密にし、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

2 受託者は、業務の履行に際し、業務仕様書の内容又は業務の実施の取扱いに関して委託者の承諾を必要とする事項が生じたときは、速やかにその内容を記載した書面を委託者に提出し、委託者の承認を得なければならない。

(器材等に係る費用の負担)

第4条 業務の実施に必要な機械器具、諸材料、消耗品等に係る費用は、全て受託者の負担とする。ただし、委託者は、受託者が業務を実施するため委託者の所有する帳簿、簿冊、資料、物品等を必要とすると認めるときは、業務完了の日を返却期限として、これを無償で受託者に貸与する。

(秘密保持)

第5条 委託者及び受託者は、この契約の締結及び履行に際し知り得た相手方の業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第6条 受託者は、第三者に対し、委託者の承諾なく業務の全部若しくは一部の

実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

(唐津市情報セキュリティポリシー等の遵守)

第7条 受託者は、この契約の履行に際し「唐津市情報セキュリティポリシー」「唐津市学校情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。

(損害賠償責任)

第8条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、直ちに被害者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害賠償額は本契約金額を上限とし、委託者及び受託者で協議の上、決定するものとする。また、受託者の故意・重過失による場合は契約金額の範囲に関係なく、相当因果関係の範囲内で決定するものとする。

- (1) 受託者がこの契約の履行に際し、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 次条の定めによりこの契約が解除された場合において、受託者が委託者に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第9条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、いつでもこの契約を解除することができる。この場合において、委託者は、契約の解除によって生じる受託者の損害については、その責めを負わないものとする。ただし、契約目的物に履行部分があるときは、委託者は、当該履行部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引き渡しを受けることができる。その負担については委託者及び受託者で協議して決める。

- (1) 不正な行為によりこの契約を締結したとき。
- (2) この契約事項に違反したとき。
- (3) この契約の履行に際し、委託者の指示に従わないとき。
- (4) 受託者又は受託者の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号（以下「法」という。））第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）をいう。）

イ 暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）をいう。）

ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
(契約の効力の遡及)

第１０条 本契約が履行期間の始期までに締結されない場合において、委託者・受託者双方の合意により、当該始期から契約締結までに行われた行為は、本契約に基づくものとして取り扱う。

(契約外事項の処理)

第１１条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、委託者、受託者協議の上決定し処理する。